**「さめがわでオリジナル星座を作ろう」運営委託業務**

**事業者選定プロポーザル実施要領**

１．プロポーザル方式で提案を求める趣旨

　　本業務は、ふくしまDCを機に増えることが予想される県外及び周辺地域からの観光客を対象とし、鮫川村の美しい星空を広くPRし継続的な訪問を促すことを目的とし、各事業者が持つ豊富な知識やノウハウを踏まえた提案を募ることで、事業の魅力向上につなげ、事業委託先として最もふさわしい事業者を選定するものである。

２．業務概要

（１）業務名称　「さめがわでオリジナル星座を作ろう」運営委託業務

（２）業務内容　「さめがわでオリジナル星座を作ろう」運営委託業務仕様書  
（以下、「仕様書」という。）に示すとおり。

（３）契約体系　プロポーザル方式による随意契約

（４）委託期間　契約締結の日から令和７年８月２９日(金)まで

（５）上 限 額　２，４３９，２５０円（消費税及び地方消費税込み）

　　　　　　　　　※委託契約の額は、村の予算の範囲内において、業務委託仕様書にお

ける業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とす

る。

３．提案参加資格要件

本提案への参加資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）会社更生法（平成１４年法第１５４号）に基づき校正手続き開始の申し立てがなされている者（会社更生法にあっては、更生手続き開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続き開始の決定を受けているものを除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

（３）次の各号に該当しないこと。

　　　ア　暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下、「反社会勢力」という。）

　イ　暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体

　　　ウ　法人で、その役員のうちに反社会勢力に属する者がいるとき

（４）地方公共団体のコンサルティング業務等の実績を有すること。

４．提案への参加手続きの流れ

|  |  |
| --- | --- |
| 実施内容 | 実施期間 |
| 実施手続き開始の公告 | ４月２８日（月） |
| 提案書提出締切日 | ５月１６日（金） |
| プレゼンテーション（１時間程度） | ５月２９日（木）～３０日（金） |
| 審査結果通知発送 | ６月３日（火） |
| 契約締結・初回打合せ | ６月４日（水）～６日（金） |

（１）プロポーザル実施要領等の公告

本プロポーザルの実施要領および仕様書を村ホームページ上で公告する。

（２）「さめがわでオリジナル星座を作ろう」運営委託業務提案書の提出

参加を希望する事業者は、仕様書に基づき原案を作成し提案書等届出書（様式１）、

見積書と併せて村に提出する。

ア　提出方法　郵送または持参

イ　提出場所　鮫川村役場農林商工課商工観光係（担当：武藤）

ウ　提出物等

（ア）提案書等届出書　１部

（イ）提案書　　　　　５部（複数の案を提案する場合は、提案ごとに５部）

（ウ）見積書　　　　　１部（提案により金額が異なる場合は提案ごとの見積書

を提出すること）

　　　　（エ）業務経歴書　　　１部

エ　提出期限　令和７年５月１６日（金）午後５時必着

　　　　　　　　　　持参の場合の受付は平日の午前８時３０分から午後５時１５分まで

　※提出期限内に必要書類を提出いただいた事業者に対し、提案書のプレゼンテーションを行っていただく日時を別途通知いたします。

（３）提案書の提出可能件数

提案書については、仕様書に沿った内容であれば、１事業者あたり複数案の提出　も可とする。ただし、複数案を提出する場合、見積金額が異なるときは、見積書はそれぞれの案に沿った内容のものを作成することとする。

（４）提案書の提出形式等

提案書の用紙サイズはＡ４サイズとし、片面印刷したものを1箇所ホチキス止めし提出すること。

（５）提案に関する質疑等

本プロポーザルに関する質問は、提案書等の作成に関する質問に限り応じるものとし、評価（審査）に関する質問は一切受け付けない。また、質問書（様式２）により行うものとし、受付方法はＥメールのみとする。

５．審査および結果の通知、契約方法

（１）審査方法

プロポーザル参加事業者の提案を、鮫川村において審査を行い、最も優れた内容の提案を行った者を、優先交渉権者とする。

（２）結果の通知

　　　審査の結果については、審査終了後速やかに提案書を提出したすべての事業者に文書により通知する。

（３）契約方法

契約に際しては、提案の内容と本村の意向について、改めて調整を行ったうえで、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。契約の詳細については、優先交渉権者と協議のうえ決定するものとする。

６．その他の留意事項

（１）提案書の作成等に係る一切の費用は、参加する事業者が負担する。

（２）提出された提案書等は返却しない。ただし、本プロポーザルの手続きや事務処理に必要な範囲において、村において複製や保存等を行うことがある。

（３）提案書の提出後、参加の辞退を行う場合は、様式３にて書面により申し出ることとし、参加辞退後は、いかなる理由があっても再度の参加を認めない。

（４）本提案の審査は、事業者の内定（優先交渉権者の決定）のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約の際には、あらためて協議・調整ののち、双方合意に至った場合に契約を締結するものである。

（５）情報公開請求があった場合は、プロポーザル方式による受託候補者決定における公正性および透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、鮫川村情報公開条例に基づき、情報公開および情報提供をするものとする。ただし、提出書類を開示することによって、今後の事業を営むうえで、競争上もしくは事業運営上の地位または社会的な地位が不当に損なわれる恐れがある場合は、該当部分とその具体的な理由を様式４により提出すること。

【問合せ】

鮫川村農林商工課商工観光係　担当：武藤

TEL:0247-49-3113 FAX:0247-49-3363

E-mail：nourin@vill.samegawa.fukushima.jp